訪問診療(在宅医療)のご案内　 2020年6月版

とみえクリニック



１ 在宅医療とは

在宅医療とは、病気や障害で定期的な通院が困難な患者さんに対して、医師がご自宅や施設を訪問して行う医療です。「往診」と「訪問診療」を組み合わせて患者さんの療養をサポートします。

　「往診」が突発的な病状悪化などの際に患者さんやご家族の求めに応じて医師が自宅や施設を訪問して診療を行うのに対して、「訪問診療」は定期的な通院が困難な患者さんに対して継続的かつ計画的に医師が訪問して診療を行います。かかりつけ医として普段から定期的に診療をさせていただくことで、いつもの様子や変化の兆候を把握できるため、急な病状変化のときも、患者さんやご家族の希望に沿った対応ができるというメリットがあります。

【対象となる方】

◎病気や障害などで、定期的な通院が困難な方

◎脳梗塞後遺症や神経難病などにより日常生活動作に支障のある方

◎認知症に対するケアや医療的なアドバイスを必要とされる方

◎退院後のケアを必要とされる方

◎排尿や排泄の医療的管理(カテーテルなど)を必要とされる方・・・など

２ 当院の在宅医療について

1. **訪問診療(月1～2回)**

　状態によって月１～2回、平日9：00～1９：00の間に訪問します。状態が不安定な時は、月3回以上の訪問診療を行うことも可能です。

1. **検査について**

ご自宅で受けられる検査　　　　　　　　　 必要時に来院して受けられる検査

◎血液検査、尿検査、各種細菌学的検査　　 ◎レントゲン検査

◎(腹部)超音波検査　　　　　　　　　　 ◎胃内視鏡検査・大腸内視鏡検査

◎心電図検査

3. 在宅で可能な処置について

◎胃瘻、腸瘻、経鼻経管栄養　◎在宅中心静脈栄養法　◎在宅自己注射

◎在宅酸素療法　◎膀胱留置カテーテル　◎褥瘡管理　など

4. お薬について

　薬は院外処方となります。ご家族が直接薬局に処方箋を持参してお薬を受け取るか、薬局から宅配してもらうことも可能です。宅配をご希望される場合は別途費用が発生しますのであらかじめご了承ください。

5. 緊急時の対応について

　初診時にお渡しする「緊急コール表」に記載のある電話番号にお電話ください。24時間356日、夜間・休日も対応しております。

　病状をお伺いした上で、必要に応じて訪問看護、往診、救急搬送の判断をさせて頂きます。

6. 診療体制について

　当院では24時間365日患者さんに安心して療養していただくために、担当主治医制とグループ診療を併用しております。定期的な診療は主治医が行います。

　日頃より患者さんの病状について情報共有を図っておりますが、緊急時には主治医以外の医師が診察する場合もございます。ご了承ください。

7. 地域連携について

　ご自宅でより良い療養生活を送るためには、多くの方のご支援が必要です。

　ケアマネージャー、看護師、介護士、各種療法士、診療所、病院などと密接に連携を図り、患者さんが最適な医療を受け、安心して過ごしていただけるように努めます。

３ 診療費用について

１. お支払いについて

　医療費(医療保険)および居宅療養管理指導費(介護保険)の自己負担額のお支払いについては、月単位でのご請求となります。

　毎月15日前後に前月分の請求書を郵送させて頂きますので、期日までに指定の口座にお振込みをお願いいたします。お支払い確認後に領収書を郵送させて頂きます(通常、前月分の請求書と前々月分の領収書を一緒にお送りさせて頂きます)。

7. 費用の目安

　月額の費用(医療費、居宅介護療養管理指導費)の目安は下記の通りです。お住まいやお身体の状態、当院から訪問診療を提供する患者さんの数、自己負担割合等によって費用が異なります。処置や検査、往診等を行った場合は別途費用がかかる場合があります。

　下記の費用は医療保険、介護保険の自己負担額が1割負担の方の場合です。

【戸建て住居、マンション等にお住まいの方】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 訪問診療回数 | 重症患者(※１) | 単一建物診療患者数1人 | 6800円～ |
| 月2回以上 | 上記以外 | 6100円～ |
| 訪問診療回数、月1回 | | 3500円～ |

【有料老人ホーム、グループホーム、サービス付き高齢者向け住居等の施設にお住まいの方】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 重症患者(※１) | 単一建物患者数　1人 | 5500円～ |
|  | 単一建物患者数　2～9人 | 3600円～ |
| 訪問診療回数 | 単一建物患者数　10人以上 | 3300円～ |
| 月2回以上 | 上記以外 | 単一建物患者数　1人 | 5000円～ |
|  | 単一建物患者数　2～9人 | 2500円～ |
|  | 単一建物患者数　10人以上 | 2000円～ |
| 訪問診療回数　月１回 | | 単一建物患者数　1人 | 2900円～ |
| 単一建物患者数　2～9人 | 1500円～ |
| 単一建物患者数　10人以上 | 1200円～ |

※１　末期の悪性腫瘍、スモン、難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する指定難病、後天性免疫不全症候群、脊髄損傷、真皮を超える褥瘡に罹患している方、気管切開、気管カニューレの使用、ドレーンチューブ・留置カテーテルの使用、人工肛門・人工膀胱の設置、在宅自己腹膜還流・在宅血液透析・在宅酸素療法・在宅中心静脈栄養法・在宅成分栄養経管栄養法・在宅自己導尿・在宅人工呼吸などを行っている状態の方

◎費用の計算方法　※費用は目安です。施設基準、病状変化等によって変化する場合がございます

在宅患者訪問診療料　　　　　　　　　点　×　１回　・　2回　＝　　　　　　　　　点

在宅時医学総合管理料・施設入居時医学総合管理料（月1回）　　　　　　　　　　　　点

包括的支援加算（月1回）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　点

居宅療養管理指導費　　　　　　　　単位　×　1回　・　2回　＝ 　　　　　　　　単位

合計（目安）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

【医療保険の主な点数（在宅療養支援診療所・病院）】 1点＝10円

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主な項目 | 摘要 | 費用 |
| 在宅時医学総合管理料 | 重症患者、単一建物患者数　1人 | 4600点 |
| （居宅、月２回訪問の場合） | 重症患者以外、単一建物患者数　1人 | 3700点 |
|  | 重症患者、単一建物患者数　1人 | 3300点 |
| 施設入居時等医学総合管理料 | 重症患者、単一建物患者数　2～9人 | 2700点 |
| （有料老人ホーム等、月２回訪問 | 重症患者、単一建物患者数　10人以上 | 2400点 |
| の場合） | 重症患者以外、単一建物患者数　1人 | 2600点 |
|  | 重症患者以外、単一建物患者数　2～9人 | 1400点 |
|  | 重症患者以外、単一建物患者数　10人以上 | 1000点 |
| 在宅患者訪問診療料（訪問ごと） | 同一建物以外 | 888点 |
| 同一建物 | 213点 |
| 包括的支援加算（月１回） | ※２の状態の患者 | 150点 |
| 検査・処置・点滴・注射等施行時 | | 保険点数での請求 |
| 使用薬剤料 |  | 薬局でのお支払い |

※２ ①要介護２以上、②認知症日常生活自立度１Ⅰb以上、③週1回以上の訪問看護を受けている状態、④注射、喀痰吸引、鼻腔栄養等の処置を受けている方など

【介護保険（居宅療養管理指導費）】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　1単位＝10円

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 摘要 | 費用 |
| 居宅療養管理指導療養費（Ⅱ） | 単一建物患者数　1人 | 294単位 |
| ※在宅時医学総合管理料・施設入居 | 単一建物患者数　2～9人 | 284単位 |
| 時等医学総合管理料を請求する場合 | 単一建物患者数　10人以上 | 260単位 |

※居宅療養管理指導費は介護保険サービスの利用限度額（区分支給限度基準額）には含まれません

◎高額療養費制度（年収と収入によって請求限度額が決まっております）

【70歳以上の方】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所得要件 | | 外来限度額 |
| 現役並 | 標準報酬月額83万円以上 | 約250000円 |
|  | 標準報酬月額53～79万円 | 約170000円 |
|  | 標準報酬月額28～50万円 | 約80000円 |
| 一般 | 標準報酬月額26万円以下 | 18000円 |
| 低所得 | 住民税非課税 | 8000円 |
| 住民性非課税（年金収入80万円以下） |

【70歳未満の方】

|  |  |
| --- | --- |
| 所得要件 | 外来限度額 |
| 標準報酬月額83万円以上 | 約250000円 |
| 標準報酬月額53～79万円 | 約170000円 |
| 標準報酬月額28～50万円 | 約80000円 |
| 標準報酬月額26万円以下 | 57600円 |
| 住民税非課税 | 35400円 |

◎交通費

交通費として訪問1回につきクリニックからご自宅までの自動車走行距離1㎞につき〇〇円（消費税込み）を片道分、徴収させていただきます。

お問い合わせ先

〒600-8863

京都市下京区七条御所ノ内本町89-1　クリニックモール西大路1階

　とみえクリニック

院長　冨江　晃

Tel 075-322-8800　 FAX 075-322-8811